

指定訪問看護事業所の概要

<2025年4月1日現在>

1. 松永沼隈地区医師会訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション
事業内容	訪問看護 予防訪問看護
所在地	福山市南松永町2丁目8番12号
連絡先	電話番号(084)933-6271 FAX番号(084)933-6273
事業所番号	3461590105
管理者	峯口 靖
営業日	月曜から金曜日 9時～17時15分 土曜日 9時～12時30分 (日祝日及び年末年始-12/29～1/3、お盆-8/13～8/15は休業)
サービス提供できる地域	福山市(今津町、金江町、神村町、高西町、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南今津町、南松永町、宮前町、柳津町) 尾道市(浦崎町、高須町、西藤町、原田町)

(2) 同事業所の職員体制

	従事する業務	人員
管理者(看護師)	事業所職員の指導及び業務の総括	1名
看護職員	訪問看護計画及び報告書作成と訪問看護	4名以上
事務職員	事務管理業務	1名

(3) 当法人の概要

名称・法人種別	一般社団法人 松永沼隈地区医師会
代表者役職・氏名	会長 木村 俊治
所在地	広島県福山市南松永町2丁目8-12
電話番号	(084)933-6299
定款の目的に 定めた事業	一般社団法人 松永沼隈地区医師会 一般社団法人 松永沼隈地区医師会 在宅介護支援センター 一般社団法人 松永沼隈地区医師会 訪問看護ステーション 一般社団法人 松永沼隈地区医師会 指定居宅介護支援事業所 福山市西南部地域包括支援センター

2. 当事業所の訪問看護の特徴等

【運営の方針】

当ステーションの看護師等は、その利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が有する能力に応じた全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。また、各関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 訪問看護の内容

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (6) ターミナルケア（在宅での看取り） |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症の看護 |
| (3) 日常生活の援助 | (8) 療養生活や介護方法の指導・助言 |
| (4) 褥瘡の予防・処置 | (9) カテーテル等装着器具の管理 |
| (5) 拘縮の予防 | (10) その他医師の指示による処置 |

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の負担は、原則として基本料金（別紙松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション介護保険料金表）の1割から3割です。（介護保険負担割合証に記載されている負担割合）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[基本料金表－営業時間内] (1割負担の場合)

利用時間	20分未満	30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満
訪問看護(要支援)	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円
訪問看護(要介護)	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円

※准看護師が行った場合は、訪問看護料の90/100です。

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が事業者を支払われない場合があります。その場合は基本利用料全額を事業者にお支払いいただきます。

(2) 交通費

I 概要(1)のサービス提供できる地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

キャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

【連絡先 (084)933-6271】

ご利用の当日1時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日1時間前までにご連絡が無かった場合	当該基本料金の100%

(4) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

②料金のお支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、1 ヶ月以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金納入していただきます。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

主治医の指示書発行を受けて契約を結び、訪問看護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○利用者が介護保険施設入院・入所等された場合(3 カ月を超えた場合)

○介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

○利用者がお亡くなりになった場合

○被保険者資格を喪失した場合

④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

⑤ 利用者がサービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 1 ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(故意による暴言・暴力行為、セクハラ行為)を行い、その状態が改善されない場合利用者又は家族に対して文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、親族、主治医、救急隊等へ連絡をいたします。

7. サービス内容に関する苦情窓口

① 当事業所利用者相談・苦情担当 峯口 靖

松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション 電話(084)933-6271

② その他、当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等を伝えることができます。

○ 各市町の介護保険担当窓口

福山市介護保険課 電話(084)928-1166

尾道市高齢者福祉課 電話(0848)25-7118

○ 福山市保健所総務課

福山市三吉町南 2-11-22 電話(084)928-1164

対応時間 月曜日から金曜日 9時から12時・13時から16時

○ 広島県国民健康保険団体連合会

広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話(082)554-0872

利用時間 月曜日から金曜日 9時から17時

8. 個人情報の提供への同意

事業者は個人情報の提供に際して、関係者以外に漏洩しないように十分な注意をする。また、個人情報を使用した会議、提供先、内容等の経過を記録しておくものとする。